所得税・市県民税は電子申告・郵送による申告がおすすめです！

令和8年分の所得税・令和9年度分の市県民税の申告受付は、各会場の日程などの詳細を市報新年号で掲載予定です。なお、税務署の確定申告会場は、パワードーム半田で開設します。会場の混雑が予想されますので、電子申告・郵送による申告にご協力をお願いします。

所得税の申告

令和9年1月上旬からe-Tax（電子申告）で申告できます。

詳しくは「e-Tax 国税電子申告・納税システム」をご覧ください。

郵送による提出も可能です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

市県民税の申告

「住民税申告書作成ツール」、「eLTAX 個人住民税電子申告システム」が便利です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

住民税申告書作成ツールで作成した申告書は市ホームページの申込フォームから電子送信または下記の郵送先へ送付してください。

▲e-Tax 国税電子申告・納税システム

▲国税庁申告書の提出

▲住民税申告書作成コーナー

郵送先

〒475-8666
半田市東洋町2丁目1番地
半田市税務課市民税担当

問い合わせ

税務課 ☎84-0620

▲住民税申告書の電子送信

税務課からのお知らせ

◇償却資産の申告

対象者

令和9年1月1日時点で償却資産をお持ちの市内事業者の方

※申告の対象外など詳細は市ホームページをご覧ください。

提出書類

償却資産申告書（償却資産課税台帳）、種類別明細書、特例・減免等に関する書類（該当者のみ）

申告方法

令和9年2月1日㈪までに税務課へ書類を提出してください。

※12月中旬に、前年度以前に申告のあった方へ申告書を郵送します。前回、申告すべき資産がなく0申告された方、電算処理で申告された方には「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。（メールアドレスを登録された方はメールで送付）

◇土地・家屋の利用方法の変更

家屋を取り壊した、家屋を新築増築・改築した、土地・家屋の利用方法を変更した（または予定がある）場合、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる可能性がありますので税務課へご連絡ください。

◇令和9年4月1日から証明書等交付手数料を改定します

詳細は市ホームページをご覧ください。なお、名寄帳および公図等閲覧手数料は激変緩和措置の対象外です。

問い合わせ

税務課 ☎84-0621

知多南部広域環境組合の財政状況を公表します

知多南部広域環境組合の令和7年度決算状況および令和8年度上半期（9月30日現在）における予算の執行状況について組合ホームページで公表しますのでご覧ください。

問い合わせ

知多南部広域環境組合
☎84-1007

国民年金の受給額を増やしませんか

国民年金保険料を納付中の方は、月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、将来の老齢基礎年金を増額できます。

※国民年金基金に加入中の方、保険料免除を受けている方、第2号・第3号被保険者の方は申込み不可

※個人型確定拠出年金を利用中の方は、納付額によっては付加保険料と併用できない場合があります。

付加年金受給額の計算式

200円×付加保険料納付月数

付加年金受給額の例

◇付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料の総額
400円×10年（120月）
＝48，000円（支払総額）

付加年金受給額の年額
200円×10年（120月）
＝24，000円（毎年受給額）

※2年以上受け取ると納付した付加保険料以上の年金を受け取れます。

申請

本人確認書類（写真付き）をお持ちのうえ、国保年金課で手続きをしてください。ねんきんネットから電子申請することもできます。

問い合わせ

国保年金課 ☎84-0653